

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	国民健康保険に関する保険給付の支給, 保険料の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八千代市は, 国民健康保険に関する保険給付の支給, 保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり, 特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し, 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い, もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

八千代市長

公表日

令和4年10月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する保険給付の支給, 保険料の徴収に関する事務
②事務の概要	国民健康保険に関する保険給付の支給・保険料の徴収等に関する事務を行っている。特定個人情報を以下の事務で取り扱う。①資格管理・保険給付の支給②国民健康保険料(税)の賦課・徴収③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務④情報提供ネットワークシステムを通じた口座登録・連携ファイル関係情報の取得等事務
③システムの名称	基幹情報システム, 高額療養費支給システム, 国保情報集約システム, 国保総合システム, 中間サーバー, 団体内統合宛名システム, 医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
資格情報ファイル 給付情報ファイル 賦課情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル 行政基本情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第一30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府, 総務省令第5号)第24条 3. 国民健康保険法(昭和13年法律第60号)第113条の3第1項及び第2項 4. 番号法別表第一 項番101
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42, 43, 44, 45の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府, 総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1, 2, 3, 4, 5, 8, 10の2, 11の2, 12の3, 15, 19, 20, 22の2, 24の2, 25, 31の2, 33, 41の2, 43, 44, 46, 49, 53, 55の2, 59の3条 (主務省令における情報照会の根拠) 第25, 25の2, 26条 3. オンライン資格確認の準備業務 ・番号法附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項 4. 情報提供ネットワークシステムを通じた口座登録・連携ファイル関係情報の取得等事務 ・番号法別表第二 項番121
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 法務課 情報公開班 047-421-6713
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒276-8501 千葉県八千代市大和田新田312-5 八千代市役所 国保年金課 047-421-6742
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月13日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 17, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 80, 87, 93, 106の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42, 43, 44, 45の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1, 2, 3, 4, 5, 19, 20, 25, 33, 43, 44, 46, 53条 (主務省令における情報照会の根拠) 第25条, 第26条	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42, 43, 44, 45の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1, 2, 3, 4, 5, 19, 20, 25, 33, 43, 44, 46, 53条 (主務省令における情報照会の根拠) 第25条, 第26条	事後	
平成30年5月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	国保年金課長 鈴木 一之	国保年金課長 田中 大助	事後	人事異動のため
平成30年5月30日	II しいき値判断項目 1. 対象人数	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	評価書見直しのため
平成30年5月30日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	評価書見直しのため
令和1年6月24日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42, 43, 44, 45の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1, 2, 3, 4, 5, 19, 20, 25, 33, 43, 44, 46, 53条 (主務省令における情報照会の根拠) 第25条, 第26条	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 119の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42, 43, 44, 45の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1, 2, 3, 4, 5, 8, 10の2, 11の2, 12の3, 15, 19, 20, 22の2, 24の2, 25, 31の2, 33, 41の2, 43, 44, 46, 49, 53, 55の2, 59の3条 (主務省令における情報照会の根拠) 第25, 25の2, 26条	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	国保年金課長 田中 大助	課長	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月24日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策	—	新様式の変更に伴い、「IV リスク対策」について記載	事後	
令和2年7月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に基づき保険給付の支給・保険料の徴収等に関する事務を行っている。特定個人情報を用いる以下の事務で取り扱う。①資格管理・保険給付の支給②国民健康保険料(税)の賦課・徴収③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に基づき保険給付の支給・保険料の徴収等に関する事務を行っている。特定個人情報を用いる以下の事務で取り扱う。①資格管理・保険給付の支給②国民健康保険料(税)の賦課・徴収③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	事前	
令和2年7月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	基幹情報システム、高額療養費支給システム、国保情報集約システム、国保総合システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	基幹情報システム、高額療養費支給システム、国保情報集約システム、国保総合システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年7月17日	I 関連情報 1. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第一-30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第24条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第一-30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第24条 3. 国民健康保険法(昭和十三年法律第60号)第113条の3 第1項及び第2項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月17日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 119の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42, 43, 44, 45の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1, 2, 3, 4, 5, 8, 10の2, 11の2, 12の3, 15, 19, 20, 22の2, 24の2, 25, 31の2, 33, 41の2, 43, 44, 46, 49, 53, 55の2, 59の3条 (主務省令における情報照会の根拠) 第25, 25の2, 26条	1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42, 43, 44, 45の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1, 2, 3, 4, 5, 8, 10の2, 11の2, 12の3, 15, 19, 20, 22の2, 24の2, 25, 31の2, 33, 41の2, 43, 44, 46, 49, 53, 55の2, 59の3条 (主務省令における情報照会の根拠) 第25, 25の2, 26条 3. オンライン資格確認の準備業務 ・番号法附則第9条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	
令和2年7月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年7月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年11月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年11月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年11月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	047-483-1151(代)	047-421-6713	事後	電話番号変更のため
令和3年11月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	047-483-1151(代)	047-421-6742	事後	電話番号変更のため
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年7月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年10月28日	評価書名	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務	国民健康保険に関する保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務	事後	評価書の見直しに伴う変更
令和4年10月28日	個人のプライバシー等の権利利益の保護宣言	八千代市は、国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	八千代市は、国民健康保険に関する保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	評価書の見直しに伴う変更
令和4年10月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	国民健康保険法による保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務	国民健康保険に関する保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務	事前	評価書の見直しに伴う変更
令和4年10月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に基づき保険給付の支給・保険料の徴収等に関する事務を行っている。特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。①資格管理・保険給付の支給②国民健康保険料(税)の賦課・徴収③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務	国民健康保険に関する保険給付の支給・保険料の徴収等に関する事務を行っている。特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。①資格管理・保険給付の支給②国民健康保険料(税)の賦課・徴収③オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務④情報提供ネットワークシステムを通じた口座登録・連携ファイル関係情報の取得等事務	事前	公金受取口座制度実施のため
令和4年10月28日	I 関連情報 3. B個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第一-30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第24条 3. 国民健康保険法(昭和13年法律第60号)第113条の3 第1項及び第2項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項別表第一-30の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第24条 3. 国民健康保険法(昭和13年法律第60号)第113条の3 第1項及び第2項 4. 番号法別表第一 項番101	事前	公金受取口座制度実施のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42, 43, 44, 45の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1, 2, 3, 4, 5, 8, 10の2, 11の2, 12の3, 15, 19, 20, 22の2, 24の2, 25, 31の2, 33, 41の2, 43, 44, 46, 49, 53, 55の2, 59の3条 (主務省令における情報照会の根拠) 第25, 25の2, 26条</p> <p>3. オンライン資格確認の準備業務 ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>1. 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 5, 9, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109, 120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 42, 43, 44, 45の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号) (主務省令における情報提供の根拠) 第1, 2, 3, 4, 5, 8, 10の2, 11の2, 12の3, 15, 19, 20, 22の2, 24の2, 25, 31の2, 33, 41の2, 43, 44, 46, 49, 53, 55の2, 59の3条 (主務省令における情報照会の根拠) 第25, 25の2, 26条</p> <p>3. オンライン資格確認の準備業務 ・番号法附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p> <p>4. 情報提供ネットワークシステムを通じた口座登録・連携ファイル関係情報の取得等事務 ・番号法別表第二 項番121</p>	事前	公金受取口座制度実施のため